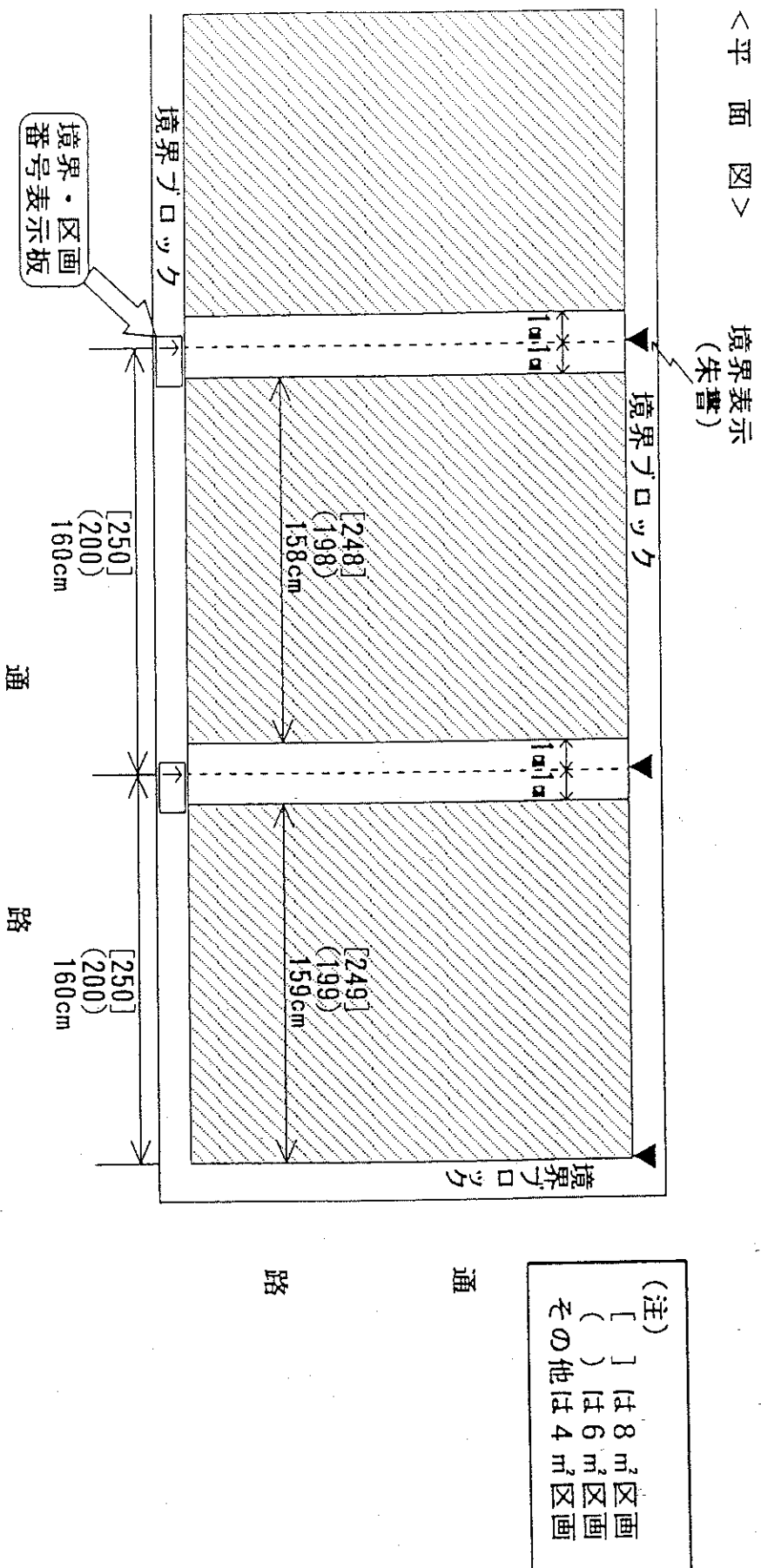
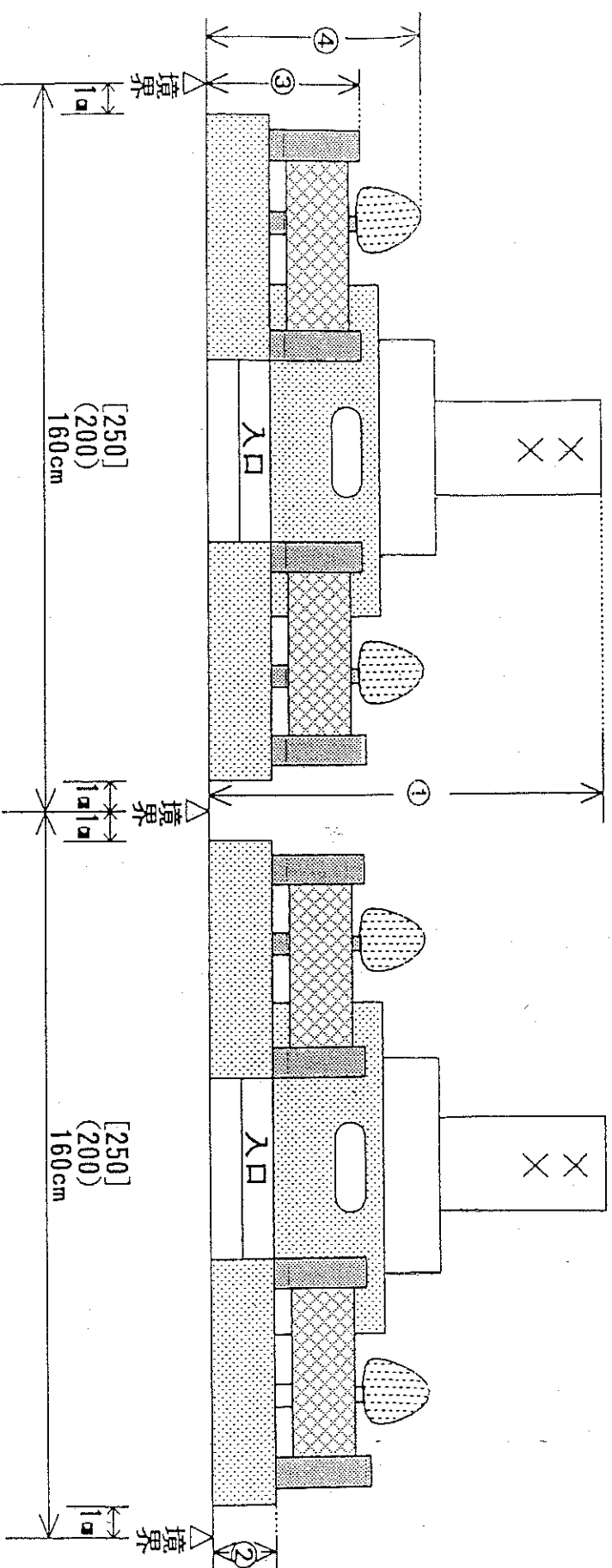


項事の注意工事設置石碑設置

人 子 臣 子



△
立
面
圖
▽



- 1 隣地との境界から1 cm以上空けて延石又はコンクリート等(巻石)により囲い、使用区画を明示すること。
 - 2 斜線の範囲内(空中も含む。)で使用者(申込者)が建立し、墓碑石に使用者(申込者)氏名を刻印すること。
 - 3 墓碑石等の設置は、次の高さの制限をまねること。(一体とみなされる場合を含む。)
 - ① 墓碑石等の高さ……………2. 0 m以内
 - ② 盛土(巻石)の高さ……………0. 3 m以内
 - ③ 囲障類(玉垣、門柱)の高さ……………0. 7 m以内
 - ④ 樹木の高さ……………1. 0 m以内
- (注) 門柱の上部に燈籠や靈標を設置したときは、門柱の高さ制限を受けます。

4 風雨などにより倒壊することのない恒久的な墓碑石を設置すること。

5 通路側（境界・区画表示板の設置側）を出入口とすること。（角地は、角側を使用することは可能です。）

6 工事材料、機材等の搬入搬出に際しては、階段等の施設を破損しないよう、クレーン車による方法又は歩み板の設置などの措置を講じること。その他、基所工事誓約書の記載事項を遵守すること。

7 基所区画は許容範囲内の施工誤差が生じている場合がありますので、あらかじめ現地で計測すること。

8 それ以外の墳墓の形態は公共の福祉（美的景観など）を損なわない範囲内において、使用者の自由です。